

# ミツヒロニュース



9月になりました。コロナは厳しい状況が続いています。船井幸雄先生が毎朝の朝礼で社員に伝えていた心得を教えてくださいました。①自主 ②自立 ③自己責任 これらの3つの心得を意識して仕事に取り組んでいれば、必ず仕事で成功します。とおっしゃっていたそうです。人生においても同様で、これらを意識して生きていけば、人生は必ず成功する。ということです。ぜひ、自らが主体となって行動を起こしていきましょう。

光廣 昌史

## 今月のトピック

- ◇進む！ 年末調整手続の電子化
- ◇傷病手当金の通算や育休中の社会保険料免除に関する法改正
- ◇火災保険料が値上げへ
- ◇9月開催セミナー延期のお知らせ
- ◇あとがき  
Webサイトリニューアル！



## 進む！ 年末調整手続の電子化

国税庁が年末調整手続の電子化ツールを令和2年分の年末調整から無償で提供するなど、デジタル社会の実現に向けた動きがここでもみられます。令和3年分の年末調整を前に、この年末調整手続の電子化について確認します。

### 1. 年末調整手続

#### (1) 年末調整とは

年末調整とは、原則、1年間の給与支払に係る源泉所得税を、その年の最後の給与支払時に精算する手続をいいます。

#### (2) 年末調整の手順

年末調整は、主に図1の手順で行います。

図1

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配付	○	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	○
③ 年末調整書類の受理・確認	○	—
④ 年税額の計算	○	—
⑤ 精算（徴収・還付等）	○	—

### 2. 年末調整手続の電子化

#### (1) 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化とは、これらの手順でデータ処理することをいいます。

電子化する前と後での手続の流れの概要図は、次ページにある通りです。

また、電子化を行うことによる主な変更点は、図2の通りです。

図2

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配付	書面の用意や配付が不要	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	控除データをインポートすることで控除額を自動計算
③ 年末調整書類の受理・確認	内容の確認が不要	—
④ 年税額の計算	データをインポートすることで自動計算	—

(次頁へつづく)

## (2) 電子化を行うことでのメリット

年末調整手順の電子化を行うことによる、主なメリットは次の通りです。

### 【事業者側】

- データで取得することで控除額の正否の確認（検算）が不要になる
- 控除証明書等をデータで取得することで、添付書類の確認が不要になる
- 記載もれや記載誤り等の確認が不要となる
- データのまま保存することで書面の保管場所の確保等が不要となる

### 【従業員等側】

- 手書きによる手間が削減できる
- 控除証明書等をデータで取得することで、転記誤りや控除額の計算誤りを防ぐことができる
- 控除証明書等を紛失した時の再発行手順の手間が不要となる
- 控除対象か否かの判定をする必要がない（情報を入力するだけで自動判定してもらえる）
- データでの提出のため出社や郵送等の必要がない

## (3) 電子化を行うことでのデメリット

年末調整手順の電子化を行うことによる、主なデメリットは次の通りです。

### 【事業者側】

- どの部分を電子化するか事前検討が必要となる
- 電子化に必要なソフトウェア等の準備が必要となる
- 従業員等への周知が必要となる
- 必要に応じて従業員へマイナンバーカードの取得依頼をする必要が生ずる
- 団体扱い保険がある場合には、事業者側でデータを取得してインポートする必要がある
- データを保管しておく場所が必要となる

### 【従業員等側】

- 必要に応じてマイナンバーカードの取得が必要となる
- 控除証明書等をデータで取得するためには、事前に保険会社への手続等が必要となる
- 国税庁の無償ソフトを利用する場合は、自分でダウンロード等の準備が必要となる
- データ等を取得するための専用サイト等へ、自らがアクセスする必要がある  
（書面であれば、勝手に郵送されてくるため自ら動く必要がない）

年末調整手順の電子化については、すべてを電子化する必要がない他、すべての従業員等が対応する必要もありません。“いいとこどり”ができる点もメリットの1つといえるかもしれません。



参考：国税庁 HP「年末調整手順の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ（令和3年6月改訂版）」  
[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho\\_faq.pdf](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho_faq.pdf)

参考：  
国税庁 HP「年末調整手順の電子化に向けた取組について」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>（ほか）

# 傷病手当金の通算や育休中の 社会保険料免除に関する法改正

2021年の通常国会で、健康保険法や厚生年金保険法の改正案が成立しました。対象となる従業員への影響が大きな内容を含みますので、以下で改正点を確認しておきます。(各項目のカッコ内の日付は施行日)

## 1. 傷病手当金 (2022年1月)

健康保険の傷病手当金は、支給が開始された日から起算して、最長1年6ヶ月まで支給されます。この1年6ヶ月の間に、一時的に就労した期間(傷病手当金が不支給となる期間)がある場合には、その就労した期間も含めることになっています。

近年はがん治療など、療養のため長期間休みながら働くケースが増えてきています。こうした状況に対応し、治療と仕事の両立を実現するため、就労した期間は含めず、傷病手当金が支給された期間を通算して最長、1年6ヶ月間、支給されることとなります。

## 2. 育休中の社会保険料免除 (2022年10月)

育児休業(以下、育休)中は、申し出により社会保険料(健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料)が免除されます。この免除となる基準が見直され、以下の通りとなります。

### ① 育休を取得する月にかかる社会保険料

月末時点で育休を取得しているときは、その月の社会保険料が免除される。これに加え、育休の開始日の属する月は、月末時点で育休を取得していないときでも、その月中に2週間以上育休を取得していれば社会保険料が免除される。

### ② 賞与にかかる社会保険料

月末時点で育休を取得しているときは、育休の取得日数に関わらず、その月に支給される賞与にかかる社会保険料が免除されていたものが、今後は育休を取得する期間が1ヶ月を超える場合に限り、免除される。

## 3. 任意継続被保険者制度 (2022年1月)

従業員は、退職した後でも一定の要件を満たせば、任意継続被保険者として退職前に加入していた健康保険の被保険者となることができます。

任意継続被保険者が負担する健康保険料は、会社が負担していたものを含めてその金額を負担します。この保険料の算出根拠について、「従前の標準報酬月額または全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額」となっていたものが、健康保険組合は規約で、従前の標準報酬月額とすることができるようになります。

また、任意継続被保険者の資格の喪失について、任意継続被保険者からの申請によりできることとなります。



育休中の社会保険料免除は、これまで以上に期間の管理が重要になります。また改正点について、従業員からの問い合わせも想定されます。詳細な情報を今後確認していきましょう。

# 火災保険料が値上げへ



住宅向けの火災保険の保険料が、2022年度中に値上げされる見通しとなりました。自然災害による被害額が今後も高い水準で推移していくという予測のもと、損保会社が保険料を決める際に参考にする指標が1割程度引き上げられ、それに伴って各社の保険が10%~15%ほど値上がりすることになります。

火災保険は火事による被害だけではなく、水害、土砂崩れ、台風、水漏れ、ひょう、落雷などによる損害も補償する保険で、近年は自然災害の多発によって保険会社が支払う保険金が高額になっています。2018年に台風や豪雨などの主な風水害で支払われた保険金は1兆6千億円にも上り、前年の2千億円を大きく上回りました。

損保各社でつくる損害保険料率算出機構は今後も自然災害による被害額が高水準で推移すると予測し、保険料算定の目安とする指標（参考純率）を引き上げます。引き上げ幅は全国平均で約1割。自然災害の多発している地域などは指標の引き上げ率が高くなります。

また保険料の値上げだけではなく、火災保険の契約期間の上限が現行の10年から5年へと短縮される見通しです。火災保険も他の保険契約と同様に、契約期間が長ければそれだけ保険料の割引率は高くなり、短い契約期間では割引率も低くなります。今後は上限の引き下げによって割引率が高い長期契約を結ばなくなるため、加入者にとっては実質的に負担増となります。

<情報提供：エヌピー通信社>



参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部



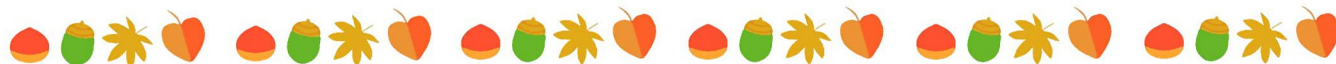
## 9月開催セミナー延期のお知らせ

政府から広島県に対して緊急事態宣言が発令されたことに伴い、9月に開催を予定していました弊社主催セミナーを延期させて頂くことといたしました。

お申込みを頂きました皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

尚、延期日時等、詳細につきましては弊社 Web サイト セミナーページにてご確認ください。

**あしがき** 下田です。日頃よりオフィスミツヒロの業務にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。今年6月に創立60周年を迎え、これを機にWebサイトをリニューアルしました。「見る人に伝わりやすく、使う人にやさしい。機能性とデザイン性の調和を大切に。」をコンセプトにミツヒロブルーを基調としたサイトが完成しました。お問い合わせやセミナーのお申込みがよりスムーズに行えるようになりました。また、スタッフも登場していますので、オフィスミツヒロをより身近に感じて頂けると嬉しく思います。ぜひ一度ご覧になってください。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による  
ニュース解説配信中!

